

相生市緑の基本計画

相生市総合計画指針
いのち輝き 絆ひろがる あいのまち

計画テーマ

『ペーロンの海辺と緑あふれるふるさとのまち』



令和5年3月

相生市

目 次

	ページ
第1章 計画の目的と構成（相生市の概況と公園緑地の現況）	
1-1 背景と目的	1
1-2 緑の定義・緑の基本計画の位置づけ	1
1-3 計画フロー・計画の手順	2
1-4 都市の概況	3
1-5 自然的条件	3
1-6 社会的条件	3
1-7 緑地現況、緑化現況	4
第2章 相生市の緑の特性と課題	
2-1 環境保全・生物多様性系統	8
2-2 レクリエーション系統	10
2-3 景観構成系統	12
2-4 防災系統	19
2-5 総合的な評価・課題	21
第3章 まちづくりの関連計画と市民意識	
3-1 まちづくりの関連計画	23
3-2 市民意識	23
第4章 計画の基本方針と目標	
4-1 基本理念・基本方針	25
4-2 計画のフレーム	27
4-3 緑の計画目標	27
第5章 緑地の配置及び緑化方針	
5-1 環境保全系統緑地	27
5-2 レクリエーション系統緑地	28
5-3 景観構成系統緑地	28
5-4 防災系統緑地	28
第6章 施策の方針	
6-1 施策の体系と推進方針	29
6-2 各種施策一覧	31
6-3 緑化重点地区	32
(資料編)	
1 相生市公園施設長寿命化計画（概要版）	33

第1章 計画の目的と構成（相生市の概況と公園緑地の現況）

1-1 背景と目的

相生市は、令和3年3月に「いのち輝き 絆ひろがる あいのまち」の実現に向けて第6次相生市総合計画を策定し、まちづくりを推進しているところである。

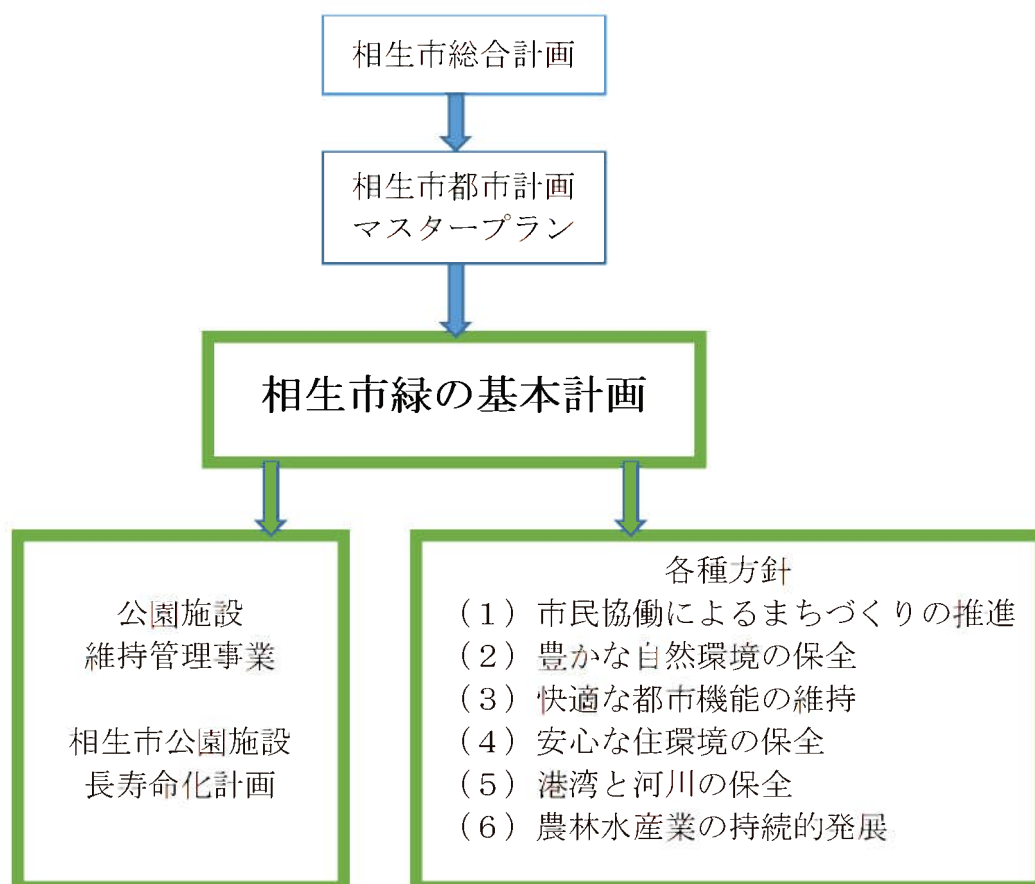
自然と市民の共生する緑豊かな都市を形成し、市民が豊かさを実感できる生活環境（都市における緑化の保全・創出）の形成を目指して、緑の観点からまちづくりを計画する「相生市緑の基本計画」を策定（更新）するものである。

1-2 緑の定義・緑の基本計画の位置づけ

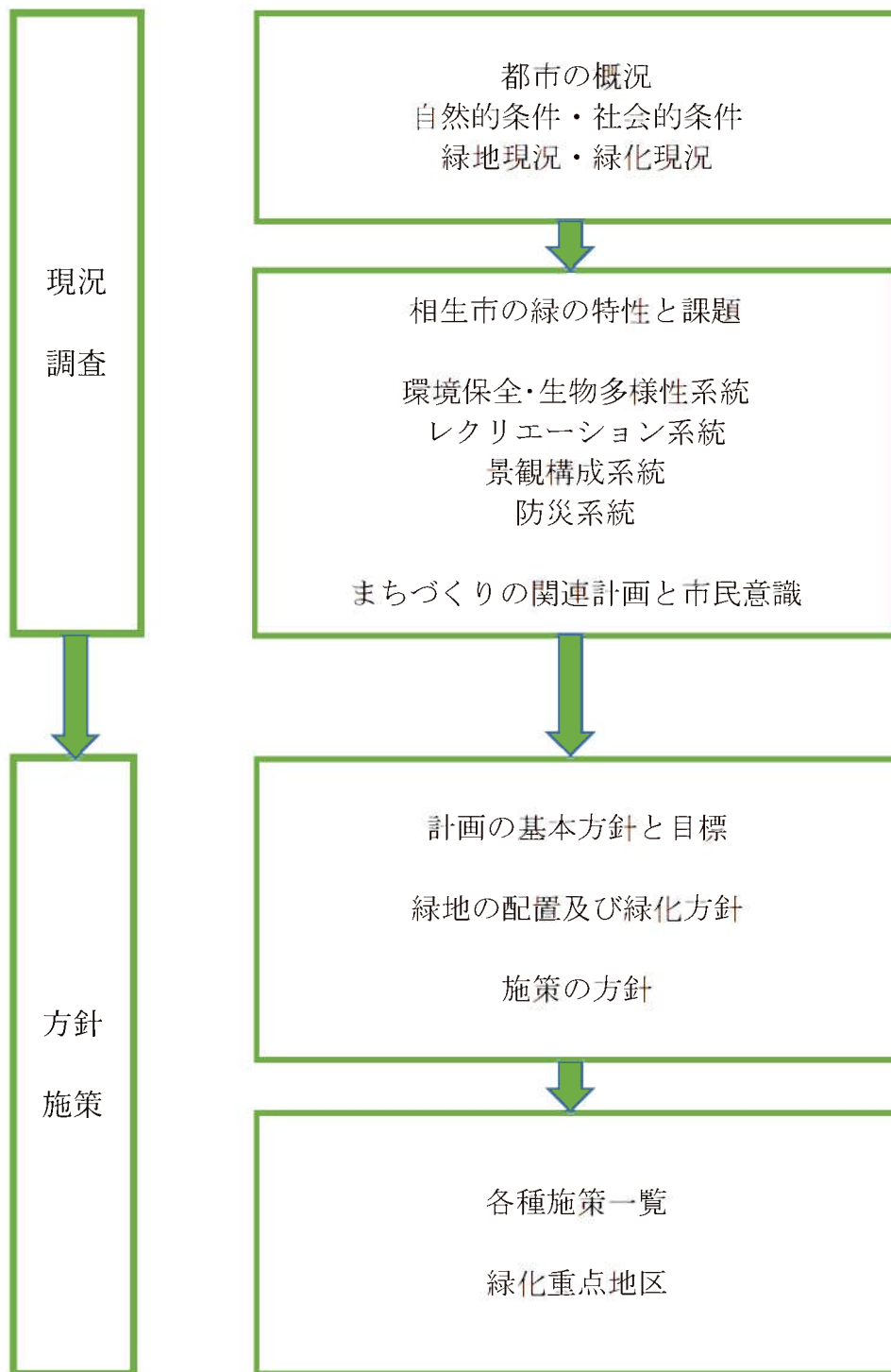
本計画の対象とする「緑」は、樹木等の植物の緑、植物が生育する土地とあわせ、個人庭園や住宅の生垣、私有地の緑地、公園・広場、運動場、農地、河川・ため池、道路の街路樹などといった空間とする。

「緑の基本計画」は、過去においては、緑のマスタープラン及び都市緑化推進計画により、計画が進められていましたが、環境問題に対する意識の高まりや、自然とのふれあいに対するニーズの広がりから、これらの計画を統合・強化して、計画的に推進していくことが必要との観点から、都市緑地法第4条に規定された「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことである。

緑の基本計画と他の関連計画との関係は、次のとおりとする。



1-3 計画フロー・計画の手順
現況調査から、計画策定までの手順については、次のとおりとする。



1-4 都市の概況

相生市は、東経134度28分、北緯34度48分にあり、兵庫県西播磨地方の南西部に位置し、北東はたつの市、西は赤穂市・上郡町、南は播磨灘に面し、東西約8km、南北約20km、総面積は90.4km²である。

相生市は交通の利便性が高く、JR山陽本線によって姫路には約20分、神戸には約60分で結ばれ、山陽新幹線によって大阪へは約1時間、岡山へは約20分で結ばれている。陸路としては、市の中心部を東西に国道2号（片側2車線）、湾岸部を国道250号があり、高速自動車の山陽自動車の竜野西ICに近接している。

また、相生市は、播磨科学公園都市の副母都市として位置づけられている。

沿革は、12世紀の初めに那波の大島に居城を構えた海老名氏の領土である那波五郷（那波村、佐方村、陸村、池之内村、相生村）が母体となり、まちが成立し、その後、昭和17年10月に市制を施行し、周辺のまちを合併しながら今日に至っている。

産業は、明治40年に播磨船渠(株)（現IHI）が創立され、造船などの工業を中心とした近代都市として発展し、昭和60年頃までは第2次産業就業者が5割近くを占めていました。その後の経済構造の変化により、造船事業が不況となるとともに平成27年には第2次産業就業者は32.7%、第3次産業就業者は62.1%となっている。

1-5 自然的条件

相生市の気候は、瀬戸内式気候で年間平均気温14.5℃、年間降水量1,000mmと雨量は比較的少なく温暖で住みやすい地域である。

地形は、深く湾入した波の静かな相生湾、高原状の山地・丘陵地、狭長な河谷平野という3つに分かれた特徴を有しており、市域の約76%は山地・丘陵地であるが、高い山は少なく、三濃山（508m）、宝台山（382m）、天下台（323m）等を除けば、20～300mの山地及び丘陵地が多い。河谷平野はそれらに囲まれるように分布しているが、北部では、千種川に注ぐ矢野川水系、南部では周辺の山地、丘陵地から相生湾に注ぐ苧谷川等の比較的小さな河川の水系と分かれている。

地質は、山地・丘陵地の多くが中生代の終わり頃に噴出した流紋岩及び流紋岩質凝灰岩により形成され、北部は上郡帯（上郡町の北部から姫路市北部に達する幅10km、長さ40kmの帯状の複雑な地質構造帯）で、泥質岩、花崗岩、准片岩及び結晶片岩が混ざる。

植物は、希少価値のあるものとして、佐方川河口や那波鉄砲山海岸のシバナ群落、三濃山山麓羅漢の里のシリブカガシ群落、森磐座神社のコヤスノキ叢林（そうりん）がある。

1-6 社会的条件

相生市の人口は、令和2年度の国勢調査で28,355人、世帯数11,806世帯である。人口については、昭和50年に42,008人だったものが、造船不況から減少に転じ、人口減少は40年以上続いているが、世帯数については、核家族化にともないほぼ横ばいの状態が続いている。

人口構成については、0～14歳の年少人口が11.4%、15～64歳の生産年

年齢人口が51.1%、65歳以上高齢人口が36.7%となっており、少子高齢化が顕著となっている。

産業別人口の従業者数に関しては、昭和45年以降減少傾向にあり、産業別では、第1次産業、第2次産業の減少傾向が顕著となっている。

相生市の土地利用に関しては、地形条件による制約が大きく、平地が限られているため、変化の少ない土地利用であるといえる。

市域全体が都市計画区域であり、南部の丘陵地に囲まれた平地部が市街化区域となっており、北部の農村部は市街化調整区域である。

人口集中地区は、3.68km²となっており、市域に占める割合は、約4%となっている。昭和60年の4.3km²をピークに減少傾向ではあるが、近年は、ほぼ横ばいの状態である。

1-7 緑地現況、緑化現況

相生市の緑地面積は、約7,343haで、市街化区域で約21ha、市街化調整区域で約7,322haである。

区 分		市街化区域	市街化調整区域	合 計
施設 緑地	都市公園	14	17	31
	その他の公園等	5	12	17
	民間施設緑地	2	—	2
	小 計	21	29	50
地域 制 緑地	農用地区域	—	501	501
	国有林	—	2	2
	民有林 (公有林・私有林)	—	6,790	6,790
	小 計	—	7,293	7,293
合 計		21	7,322	7,343

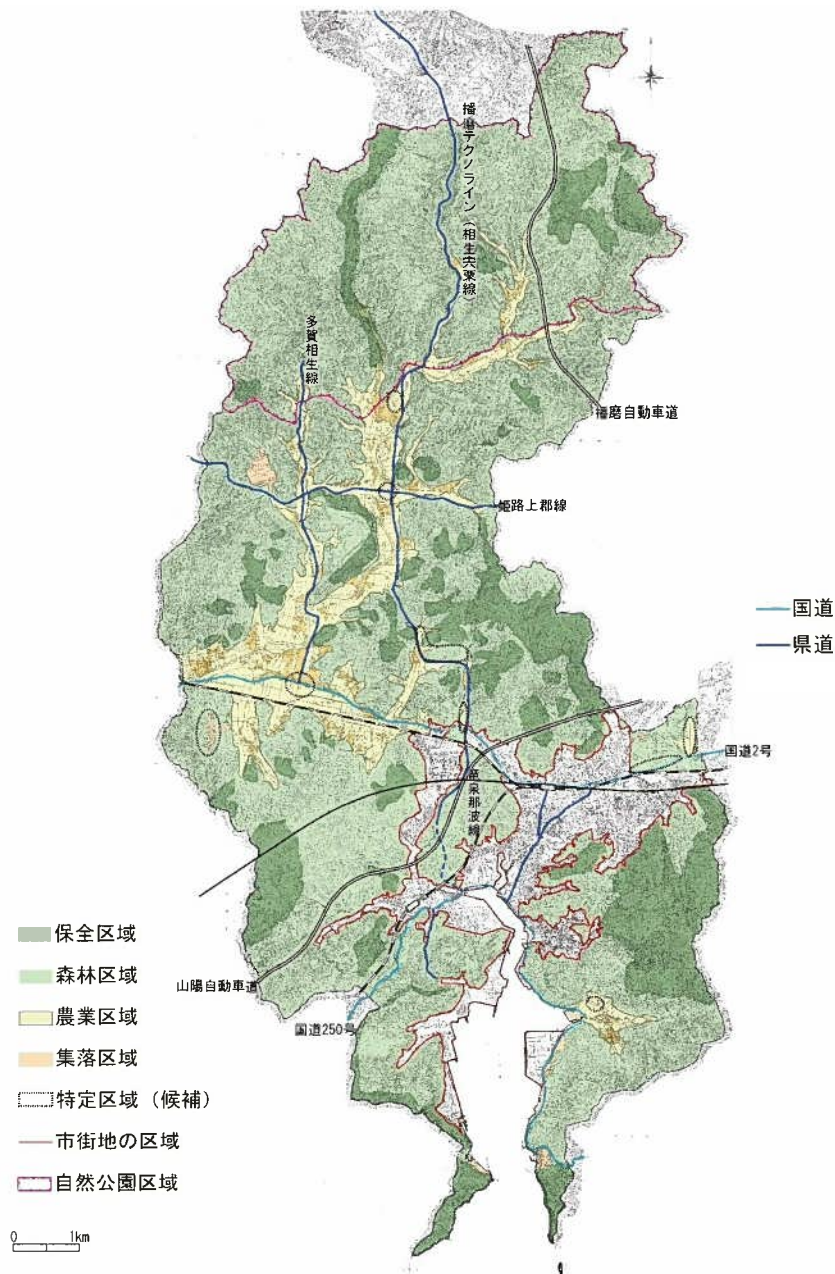
上記の地域制緑地内の自然公園等 (h a)

区 分		市街化区域	市街化調整区域	合 計
地域 制 緑地	国立公園	—	67	67
	県立自然公園 (特別地域)	—	2,203	2,203
		—	(96)	(96)
	小 計	—	2,270	2,270

相生市の緑の分布 エリア毎で解析・評価を行う。

- ①都市公園（街区公園）（地区公園・近隣公園等）
- ②広場等（スポーツセンター・東部埋立緑地・ボート公園等）
- ③運動場（主に学校のグラウンド）
- ④寺社境内（市内全域）
- ⑤民間緑地（IHIふれあい広場・ゴルフ場）
- ⑥山林（東部）（西部）（北部）（中央部）（相生湾東部）（相生湾西部）
- ⑦河川（矢野川水系）（苧谷川水系）
- ⑧海域（相生湾）
- ⑨農地（矢野川流域）（市街地内）
- ⑩道路（市街地内幹線道路）（市街地外幹線道路）

土地利用方針図（全市）



都市公園一覽

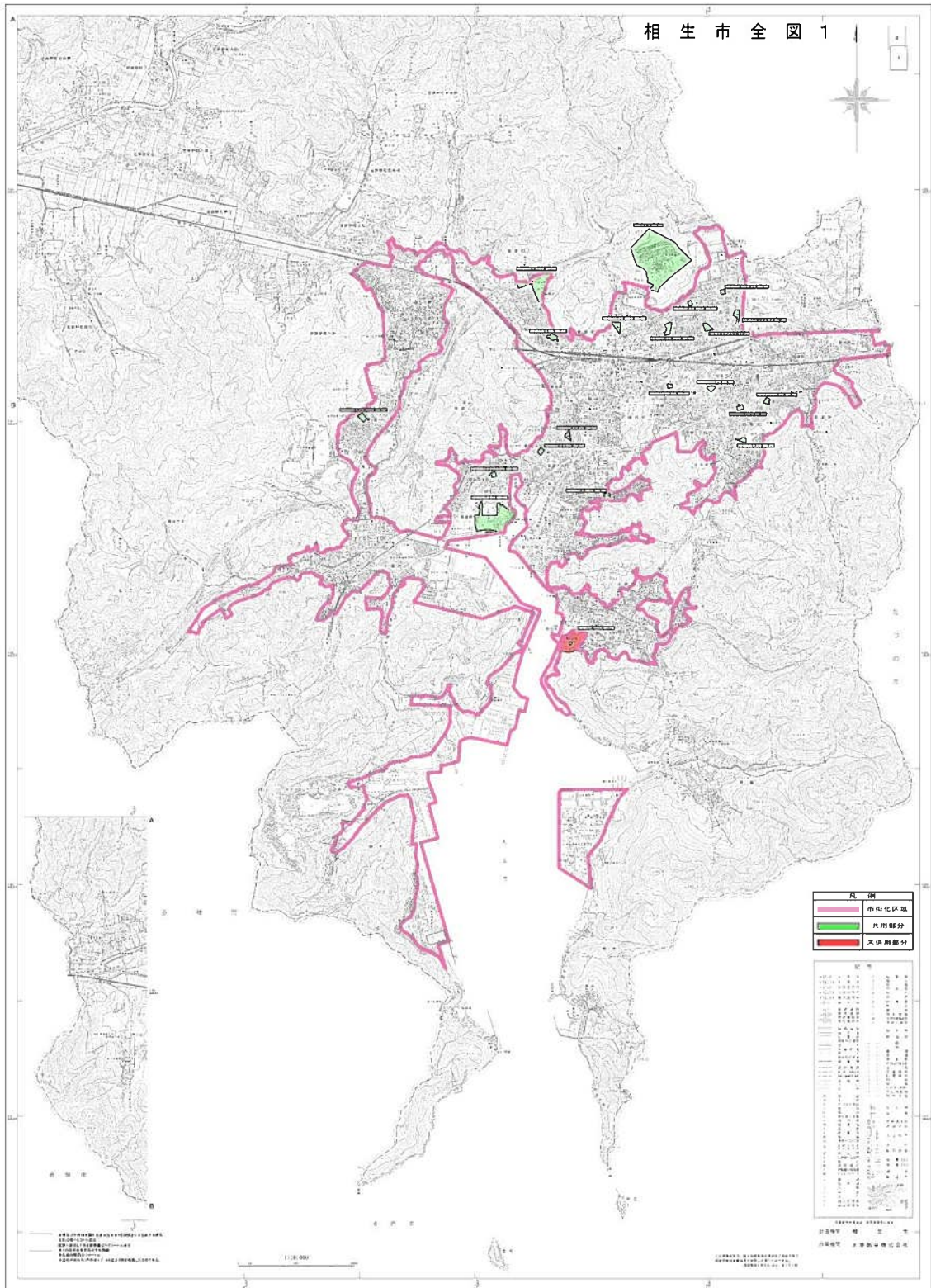
令和4年12月現在

(面積 ha)

種別	名称		面積	開設面積	備考	
	区分番号	公園名				
街 区 公 園	2・2・101	那波東公園	0.26	0.26	S43.4.1開設	
	2・2・102	那波西公園	0.19	0.19	S42.4.1開設	
	2・2・103	駅北第1公園	0.40	0.40	S47.4.1開設	
	2・2・104	駅北第2公園	0.46	0.46	S49.4.1開設	
	2・2・105	駅北第3公園	0.15	0.15	S52.4.1開設	
	2・2・106	青葉台第1公園	0.25	0.25	S51.4.1開設	
	2・2・108	ふこさ公園	0.14	0.14	H元.4.1開設	
	2・2・109	円岡公園	0.21	0.21	H元.4.1開設	
	2・2・110	焼山公園	0.21	0.21	S62.4.1開設	
	2・2・111	長池公園	0.18	0.18	S61.4.15開設	
	2・2・112	ひこ池公園	0.20	0.20	S60.5.15開設	
	2・2・113	上ノ山公園	0.36	0.36	S60.5.15開設	
	2・2・114	東汐見塚公園	0.30	0.30	H11.4.1開設	
	2・2・115	西汐見塚公園	0.16	0.16	S63.4.1開設	
	2・2・116	旭第1公園	0.22	0.22	S58.5.1開設	
	2・2・117	菅原公園	0.35	0.35	H14.4.1開設	
	2・2・118	那波丘の台公園	0.16	0.16	H26.5.1開設	
			那波野池田公園	0.02	0.02	S56.4.1開設
			佐方第1公園	0.01	0.01	S56.4.1開設
			赤坂第1公園	0.17	0.17	S56.4.1開設
			坪根公園	0.05	0.05	S56.4.1開設
			那波野石角公園	0.02	0.02	S56.4.1開設
			緑ヶ丘西第1公園	0.03	0.03	S56.4.1開設
			緑ヶ丘西第2公園	0.02	0.02	S56.4.1開設
			千尋公園	0.03	0.03	H11.10.29開設
			竜泉公園	0.02	0.02	S58.5.1開設
			旭第2公園	0.01	0.01	S58.5.1開設
			家ノ下公園	0.05	0.05	S60.2.1開設
			天神山公園	0.37	0.37	H6.7.1開設
			緑ヶ丘北第1公園	0.04	0.04	H7.3.28開設
			駅北第4公園	0.01	0.01	H11.4.1開設
			双葉第1公園	0.02	0.02	H16.8.5開設
			駅南第1公園	0.35	0.35	H25.11.1開設
			駅南第2公園	0.11	0.11	H20.4.21開設
			緑ヶ丘南第1公園	0.03	0.03	H25.11.1開設
			那波東本町第1公園	0.02	0.02	H28.3.3開設
			古池本町公園	0.02	0.02	R2.7.22開設
	小計	37箇所	5.6	5.60		
近隣公園	3・3・101	龍山公園	3.0	0.4	S30.4.1一部開設	
	3・3・102	横尾池公園	2.8	2.8	H14.10.1開設	
	小計	2箇所	5.8	3.2		
地区公園	4・4・101	中央公園	5.4	5.4	S60.9.1一部開 S63.4.1全面開	
		岩屋谷公園	5.5	5.5	H7.3.28開設	
	小計	2箇所	10.9	10.9		
墓園	1	相生墓園	12.8	10.86	S48.4.1開設 開設面積は、墓石部を除く	
合計		42箇所	35.1	30.56		

※区分番号のあるものは、都市計画公園である。(21箇所 28.20ha)

都市計画公園 配置図



第2章 相生市の緑の特性と課題

相生市の緑について「環境保全」、「レクリエーション」、「景観構成」、「防災」の4系統について解析を行いエリアごとに評価を行う。また、特性と課題について、まとめる。

なお、エリアは、第1章の相生市の緑の分布図のとおりとする。

2-1 環境保全・生物多様性系統

環境保全系統について「都市の骨格の構成」、「良好な自然環境及び歴史環境」、「快適な生活環境」、「自然との共生」の4項目の解析を行う。

解析

(1) 都市の骨格の構成

都市の骨格を形成している緑は、市街地の周辺に広がる、山林（丘陵地・林地）、海域（相生湾）、田園の3つの要素により構成されている。

このうち、山林については、南部では市街地の周囲を囲む形で位置し、その中に湾入する相生湾とともに特徴ある緑の骨格を形成している。北部の山林は三濃山をはじめとする林地、丘陵地帯となっている。田園は、主に北部と南西部との間の矢野川流域に位置し、緑豊かな田園地帯となっている。

(2) 良好な自然環境及び歴史環境

本市、南突端の金ヶ崎は、瀬戸内海国立公園の指定がなされており、風光明媚な海岸線にあり、良好な自然が保全されている。

また、貴重な自然が位置しているところとして、佐方川河口付近や那波港のシバナ群落がある。

(3) 快適な生活環境

本市の中心市街地においては、家屋が密集し、緑が乏しい市街地空間となっている。市街地に潤いを与えている緑は、背景として市街地に隣接する丘陵地の緑である。また、苧谷川など市街地を流れる河川については、コンクリートブロックの護岸で、都市河川の様相を呈しており、親水性は少ないが、緑が少ない本市市街地にあっては、潤いを与えられる重要な要素である。

市街地の農地は、分布が限られているが、市街地で緑を享受できる空間である。

都市公園及び広場等については、身近に緑とふれあえる重要な空間となっている。

本市市街地の国道、県道、幹線市道においては、植樹帯が整備され、周囲の山林の緑と相まって、緑豊かな住宅街となっている。

若狭野地区、矢野地区においては、水田等の農耕地が、山林を背景に広がり、親水性の高い矢野川とも相まって、のどかな田園環境を形成している。

(4) 自然との共生・生物多様性への配慮

鳥獣を保護するエリアとして、日ノ浦地区が鳥獣保護区に指定されている。

山林は、市街地周辺に連担しているため、鳥や、山林性の動物にとっては、良好な生息地となっており、市民と自然をつなぐ要素であるが、獣によっては害を及ぼすものもある。近年では、兵庫県の野生動物共生林整備事業により、バッファゾーンを整備することで、鹿や猪等の野生動物との共生を図っている。

河川については、矢野川及びその水系は、周囲の田園地帯と一体となって、日本古来の田園生態系を形成しており、多くの水生生物の生息に適している。一方市街地内を流れる芋谷川・佐方川及びその水系は、その河口付近は感潮河川となっており、湾内に住む魚等が生息しているが、河口以外の中流部はコンクリート河川であり、水生生物の生息には不向きである。

海岸については、市街地周辺部は防潮堤が多く海岸域の生物の生息には不向きであるが、南部は、豊かな自然が残され、瀬戸内海特有の生物が多く存在する。

評価

(1) 都市公園

街区公園においては、快適な生活環境について、大いに寄与しており、自然との共生は、ある程度評価できる。

近隣公園・地区公園においては、良好な自然環境、快適な生活環境及び自然との共生について、大いに寄与している。

(2) 広場等（緑地・グラウンド）

広場等においては、快適な生活環境について、大いに寄与しており、自然との共生は、ある程度評価できる。

(3) 運動場

学校の運動場においては、快適な生活環境について、ある程度評価できる。

(4) 寺社境内

一般の人が訪れることのできる寺社境内においては、良好な自然環境及び歴史環境、快適な生活環境について、ある程度評価できる。

(5) 民間緑地

ゴルフ場等の民間緑地においては、快適な生活環境及び自然との共生について、ある程度評価できる。

(6) 山林

市北部の山林エリアにおいては、都市の骨格形成及び自然との共生について、大いに寄与しており、エリア内の羅漢の里周辺においては、良好な自然環境及び歴史環境について大いに寄与している。

市東部及び西部の山林エリアにおいては、都市の骨格形成及び自然との共生について、大いに寄与しており、良好な自然環境及び歴史環境、快適な生活環境は、ある程度評価できる。

市中央部の山林エリアにおいては、自然との共生について、大いに寄与しており、エリア内の大島山においては、良好な自然環境及び歴史環境、快適な生活環境について大いに寄与している。

(7) 河川

矢野川及びその水系においては、都市の骨格の形成、良好な自然環境、自然との共生について、大いに寄与しており、快適な生活環境は、ある程度評価できる。

(8) 海域

相生湾においては、都市の骨格の構成、良好な自然環境について、大いに寄与しており、快適な生活環境、自然との共生は、ある程度評価できる。

(9) 農地

矢野川水系流域の農地においては、都市の骨格の構成に大いに寄与しており、良好な自然環境、快適な生活環境、自然との共生は、ある程度評価できる。市街地内の農地においては、快適な生活環境に大いに寄与しており、自然との共生について、ある程度評価できる。

(10) 道路

市街地内植栽区間においては、快適な生活環境に大いに寄与しており、自然との共生について、ある程度評価できる。

2-2 レクリエーション系統

レクリエーション系統について、「日常レクリエーション」「余暇活動」「祭り、イベント活動」「憩い、安らぎ」の4項目の解析を行う。

解析

(1) 日常レクリエーション

日常レクリエーションは、住んでいる住宅から徒歩等で行ける距離にある、公園や広場等で、主として散策、休息、子供の遊びなどに供されるものと考えられる。

都市公園については、市街地及びその周辺に点在しており、全体面積としては市民1人あたり、12.89㎡となっているが、規模の小さい公園は利用者も少ない状況である。

山林部については、羅漢の里周辺、天下台、遠見山などのハイキングコースがあり、市民の散策の場ともなっている。

(2) 余暇活動

スポーツやアウトドア活動等の余暇活動は、高齢化社会、精神的充実を大切にする社会においては、生きがいと健康のある生活を営む上で重要となってくるものである。

屋外スポーツ施設は、中央公園内に設置しているテニスコート、陸地区にある相生市スポーツセンター、東部埋立地にある野球場、多目的グラウンド、ターゲットバードゴルフ場、若狭野町入野にある鶴亀グラウンドなどがある。

釣り等の海岸の親水性アウトドア活動の場としては、東部埋立地護岸、鰯浜埋立地護岸、自然の状態である壺根地区南部、金ヶ崎などがある。

(3) 祭り、イベント活動

本市には、全国的に有名なペーロンがあり、ペーロン競漕を観戦できるペーロン護岸からペーロン海館付近一帯が、県施設の公園として整備されている。ペーロンは1922年に長崎から伝わり、ペーロン祭は、現在も相生市の一大イベントとして毎年5月に開催されている。

秋には、矢野地区にある羅漢の里及びその周辺の農地において、もみじまつり（通称かがし祭り）が開催され、市内外から数多くのかがしが出展され、開催期間中は、観光客が多く訪れている。

冬には、IHIふれあい広場（旧野球場）において、かきまつりが開催され、また相生湾ちびっ子駅伝などのスポーツイベントも開催されている。

(4) 憩い、安らぎ

都市化した環境の中、高齢化社会を迎えて、都市内には身近に憩う空間が

必要となっている。そのため、身近な都市公園、広場等、寺社林、海岸などが憩いや安らぎの場として期待される役割は大きい。

羅漢の里



評価

(1) 都市公園

街区公園においては、日常レクリエーション、憩い安らぎについて、大いに寄与しており、余暇活動、祭り、イベント活動について、ある程度評価できる。

地区公園等規模の大きい都市公園においては、日常レクリエーション、余暇活動、祭り、イベント活動、憩い安らぎについて、大いに寄与している。

(2) 広場等（緑地・グラウンド）

大規模な緑地・グラウンドにおいては、日常レクリエーション、余暇活動、祭り、イベント活動、憩い安らぎについて、大いに寄与している。

(3) 運動場

学校の運動場においては、祭り、イベント活動について、ある程度評価できる。

(4) 寺社境内

規模の大きな神社境内においては、祭り、イベント活動について、大いに寄与しており、余暇活動、憩い安らぎについて、ある程度評価できる。

比較的小規模の寺社境内においては、余暇活動、祭り、イベント活動、憩い安らぎについて、ある程度評価できる。

(5) 民間緑地

ゴルフ場等の民間緑地においては、余暇活動、憩い安らぎについて、ある程度評価できる。

(6) 山林

ハイキングコースが整備されている所においては、日常レクリエーション、余暇活動、憩い安らぎについて、大いに寄与している。

岩屋谷公園



(7) 河川

相生市内の河川においては、レクリエーション系統として評価するものは乏しい状況である。

(8) 海域

相生湾北部においては、余暇活動、祭り、イベント活動、憩い安らぎについて、大いに寄与しており、日常レクリエーションについて、ある程度評価できる。

相生湾南部においては、日常レクリエーション、余暇活動、憩い安らぎについて、ある程度評価できる。

(9) 農地

相生市内の一部農地においては、祭り、イベント活動に大いに寄与しているところがある。

(10) 道路

相生市内の道路においては、レクリエーション系統として評価するものは乏しい状況である。

2-3 景観構成系統

景観構成系統について、「相生市らしさ」「貴重な自然景観」「眺望地点と移動景観」「都市景観」の4項目の解析を行う。

解析

(1) 相生市らしさ

相生市のイメージを形成する景観の代表は、深く湾入した相生湾と市街地が丘陵地に取り囲まれた地形である。

このうち、相生湾北部は、海岸線のほとんどが、埋め立て地となっており、自然が残っている部分は少ないが、造船の町のノスタルジックな景観として意識される部分もある。相生湾南部は、漁港が整備され、自然の海岸域は、万葉の岬など瀬戸内海国立公園として、風光明媚な景観を形成している。

市街地を取り囲む山林は、緑の屏風として、人工的な市街地の背景に潤いを与えており、比較的低い山頂からは、市街地や相生湾の展望に優れている。

北部にある、羅漢の里周辺は、美しい溪谷美を有しており、矢野川流域に広がる田園地帯は、のどかな景観を形成している。

(2) 貴重な自然景観

相生市には、西播磨丘陵自然公園の区域に、美しい森林と、きれいなせせらぎが特徴の羅漢の里溪谷があり、瀬戸内海国立公園の区域には、瀬戸内の多島海景観が望める金ヶ崎（万葉の岬）がある。

(3) 眺望地点と移動景観

ア 眺望地点

相生市は、丘陵地と相生湾及び瀬戸内海が織りなす自然景観の展望場所が各所に位置している。主なものは、次のとおりである。

- ・天下台山頂 360° パノラマで市街地から瀬戸内海方面を眺望



- ・相生墓園展望台 相生市街地を展望



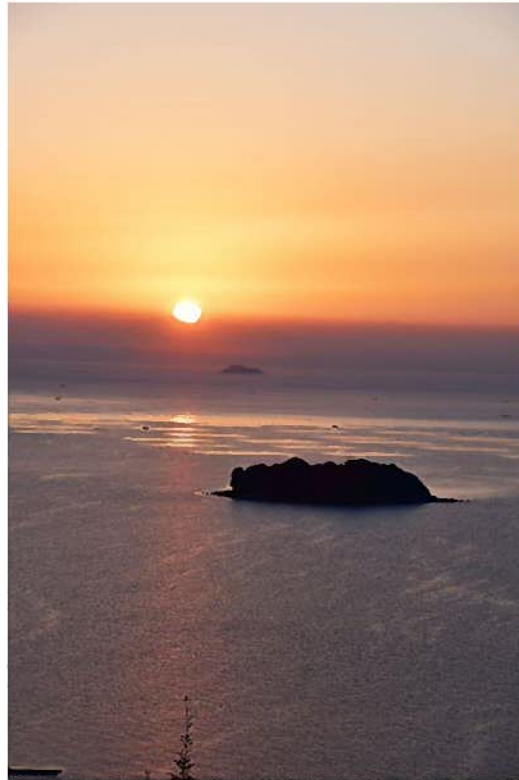
- ・宮山 相生市街地を展望



- ・遠見山 市街地及び相生湾を展望



- ・金ヶ崎 相生湾及び瀬戸内海を展望



イ 移動景観

移動景観からの眺望として人気があるのは、国道250号であり、沿線には瀬戸内海、相生湾、市街地、山岳地（高取峠）がある。

- ・国道250号 相生湾沿いの道路で、海と山の眺望が良い。



- ・(主) 相生停車場線 相生市街地の中心部にあるメイン道路で、一部にブラタナスやオリーブが植栽されている。廃道を利用したポケットパークや市街地周辺の丘陵地が緑の背景となっている。



- ・(主) 相生穴栗線 西播磨テクノポリスへの幹線道路で、沿道は山地を縫う景観が多く、一部にクスノキやツバキが植栽されている。



- ・(主) 姫路上郡線 北部の山地や農地を東西に横断する幹線道路で、一部でヤマモモが植栽されている。



(4) 都市景観

市街地における緑は、都市の良好な景観を維持するのに役立っており、主なものとして次のものが該当する。

- ・都市公園 都市内で身近に緑を感じる景観を形成している。
- ・寺社境内 身近に緑と歴史を感じる景観を形成している。
- ・山林 市街地及びその周辺の山林は、都市部の緑の背景として、大きな役割を果たしている。
- ・河川 市街地内河川は、都市内の貴重な水辺景観を形成している。
- ・農地 市街地及びその周辺の農地は、都市に緑の景観を提供している。
- ・道路 市街地内幹線道路は、都市内で緑を感じる景観を形成している。

評価

- (1) 都市公園
都市公園全般として、都市景観について、大いに寄与している。
墓地公園には、眺望地点として、展望台がある。
- (2) 広場等（緑地・グラウンド）
都市景観について、大いに寄与している。
- (3) 運動場
特に、評価ができる項目はない。
- (4) 寺社境内
相生らしさと都市景観について、ある程度評価でき、貴重な自然環境について、大いに評価できる寺社も存在する。
- (5) 民間緑地
市街地に近いゴルフ場や、企業の運動場は都市景観について評価できる。
- (6) 山林
全ての項目について、それぞれの地区ごとに、大いに評価できる箇所も多くあって、景観構成について評価できる。
- (7) 河川
都市景観について、大いに寄与している。
- (8) 海域
相生らしさと都市景観について、大いに評価でき、眺望と貴重な自然環境についても、ある程度評価できる。
- (9) 農地
農村部の農地は、手入れされており、相生らしさの景観と貴重な自然環境について、ある程度評価できる。市街地の農地は、手入れされている箇所については、都市景観に寄与している。
- (10) 道路
街路樹が整備手入れされている路線については、移動景観と都市景観について、大いに評価できる。

2-4 防災系統

防災系統について、「自然災害の防止」「市街地防災、公害の防止」「災害避難」「災害活動支援」の4項目の解析を行う。

解析

(1) 自然災害の防止

土砂災害については、本市に山地・丘陵地が多いため、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等が多く存在し、これらに隣接する住宅地については、災害の危険性を考慮しておく必要がある。特に市街地隣接山林について、危険箇所が広く分布しているため、砂防事業等を活用した防災対策の実施、ハザードマップの活用による豪雨時の早期避難が重要である。

治水事業として、河川改修等の公共工事のほか、出水期には農地を活用した田んぼダムや、ため池の低水管理を実施している。

南海トラフや山崎断層の地震や、相生湾の高潮、河川の洪水等の自然災害の危険性が高い地域であるため、ハード面とソフト面での対策をさらに講じる必要がある。

(2) 市街地防災、公害の防止

本市の市街地は、河川や幹線道路が緩衝帯として働いているため、火災の延焼が市街地全体に広がるとは考えにくい。が、密集市街地内には、狭小道路が多くあり、局地的には、火災の拡大延焼危険度は高い。

工場火災については、工場が主に相生湾の埋立地に立地し、海側を相生湾に山側を山林に接しているため、それが緩衝帯となり、住宅火災に発展する可能性は大きくないと考えられる。

山陽自動車道の騒音については、市街地との間の山林部が、緩衝帯となっていて、公害問題にはなっていない。

(3) 災害避難

本市では、地震、大雨等の浸水や土砂災害が発生または、発生の恐れのあるときに避難所が必要であり、相生市地域防災計画においては、中央公園とスポーツセンターが広域避難所に指定され、学校園、公民館等が緊急避難所に指定されている。

(4) 災害活動支援

大規模災害の救援救護活動は、広域避難所の中央公園とスポーツセンターが地域防災拠点となり、また、スポーツセンターは災害時のヘリコプターの離発着場として、指定されている。

評価

(1) 都市公園

都市公園は、災害時の避難や緩衝帯等の機能があり、市街地防災、災害避難について評価できる。特に中央公園は、広域避難所に指定されており、災害避難について大いに評価できる。

(2) 広場等（緑地・グラウンド）

広場については、災害避難・災害活動支援について、評価できる。特に相生スポーツセンターは、災害避難・災害活動支援について、大いに評価できる。

- (3) 運動場
学校園の運動場は、災害避難・災害活動支援について、評価できる。
- (4) 寺社境内
境内地は、災害避難について、ある程度評価できる。
- (5) 民間緑地
ゴルフ場などの民間緑地は、災害避難について、評価できる。
- (6) 山林
山林は、市街地災害、公害の防止としての機能があり、評価できるが、市街地に隣接する山林は、急傾斜地等が多くあり、土砂災害等の危険性が高い。
- (7) 河川
市街地の河川は整備され、自然災害及び市街地災害、公害の防止としての機能があり、評価できる。
- (8) 海域
市街地に隣接する海岸は、整備され、自然災害、特に市街地災害の防止としての機能があり、評価できる。
- (9) 農地
農地を活用して、自然災害の防止に寄与している。
- (10) 道路
市内の幹線道路は、火災の緩衝帯となり、市街地防災について、評価できる。

中央公園



縄の浦日置少老万葉歌碑



中国機関車モニュメント



健康歩道



テニスコート

2-5 総合的な評価・課題

各エリアごとの総合的な評価及び課題については、次のとおりである。

評価・課題

(1) 都市公園

都市公園は、身近に緑とふれあえる重要な空間であり、日常レクリエーション、余暇活動、祭り、イベント活動に利用され、災害時の避難所や緩衝帯等の機能がある。

公園施設の老朽化対策が喫緊の課題であり、公園施設長寿命化修繕計画により、事業費を平準化し、計画的に再整備を進める必要がある。

長期未開設の都市計画公園については、近隣の代替施設等の状況を鑑み必要性の検証を行い、見直し等を行う必要がある。

防災機能を持っている公園が無い場合、防災対応を検討する必要がある。

日常の維持管理を地元自治会等へ委託している公園が多いが、今後も市と地元が連携を密にしていくことが重要である。

(2) 広場等（緑地・グラウンド）

広場等も都市公園と同様の機能がある。

法的に位置付けされていない施設もあるが、管理者が、維持管理を継続し、機能を確保し続けることが、重要である。

(3) 運動場

主に学校の運動場は、学校行事のほかでは、災害時の避難所であり、地元行事・レクリエーション等に利用されている。

将来的に統廃合となり、学校で管理できなくなった運動場についての活用については、レクリエーション機能及び防災に考慮した維持管理を行うことが重要である。

(4) 寺社境内

公園等と同様の機能があり、また文化財等の歴史的環境も備わっており、主に地元住民の手により、維持管理が行われている。

祭りやレクリエーションの減少、寺院の後継者不在による空寺により地元住民による維持管理が困難となる恐れがある。

(5) 民間緑地

ゴルフ場や企業所有の多目的広場は、民間にて維持管理されており、景観も良く、緑とふれあえ、余暇活動に利用され、災害時の避難所や緩衝帯等の機能がある。

老朽化対策が望まれる施設もあり、企業が維持管理を積極的に行う必要がある。

(6) 山林

山林は、景観的には市街地の背後にある緑として、自然と親しめる身近な存在であり、防災機能もある。ハイキングコースが整備されている個所もあり、余暇活動の場となっている。

住宅地に隣接する山林は、急傾斜地が多く存在しているため、砂防事業等の崩壊対策事業が必要である。

私有林においては、所有者不明土地が多く、国土調査を行う必要がある。

(7) 河川

河川は、都市景観としての役割と防災機能があるが、過去の水害時に災害復旧事業でコンクリートブロック等で整備改修されており、親水空間としての機能が乏しい。

防災機能を備え、自然環境に配慮した親しみのある河川に整備していくことが、必要である。

(8) 海域

南部の海岸は、瀬戸内海国立公園に指定され、海岸からの景観も良い。

相生湾内は、そのほとんどが防波堤として整備され、防災機能が備わっている。

(9) 農地

農地は、多面的な機能を有しており、各種施策により、維持されている。

将来においても、維持管理を続ける必要があるが、管理者の高齢化、後継者不足が現れ始めている。

(10) 道路

道路は、人体に例えると血管であり、あらゆるインフラの基盤となるもので、景観や防災機能も有しているため、維持管理及び整備改良が重要である。

街路樹の管理を十分に行い、安全で安心して通行でき、美観も優れていると評価されるような維持管理をする必要がある。

羅漢の里の桜



第3章 まちづくりの関連計画と市民意識

3-1 まちづくりの関連計画

相生市総合計画（施策及び基本方針）

（1）安全で安心なまちづくり

- ・防災力の強化

安全で安心なまちづくりを推進していくために、地域防災力が高く、災害に強いまちを目指す。

（2）環境にやさしいまちづくり

- ・豊かな自然環境の保全

自然環境の保全と活用を市民とともに展開し、豊かな自然を次世代に継承していく。

市民自らが温室効果ガスのガス排出量の削減に取り組めるよう、啓発と環境学習を展開する。

（3）快適に暮らせるまちづくり

- ・安心な住環境の保全

公園・緑地については、快適な利用空間を確保し、景観の質的向上に努めていく。

- ・港湾と河川の保全

港湾については、自然災害に対する備えのため、管理・保全などを県に要請し、有効利用を図っていく。河川については、計画的に改修を行いつつ、河川環境の保全を推進していく。

（4）地域生産力の向上を目指すまちづくり

- ・農林水産業の持続的発展

農業では、土地改良施設の適正な管理及び更新を図っていく。林業では、森林の適正な管理を行いつつ多機能資源としての機能向上を図っていく。

3-2 市民意識

（1）第6次相生市総合計画（市民アンケートの結果より）

- ・相生市の望ましい将来イメージは、「安全で安心して暮らせるまち」が約6割で最も高く、次いで「健康でいきいき元気いっぱい暮らせるまち」が約4割である。

- ・行政との協働事業の参加状況として、公園・道路・駅周辺などの公共施設の美化活動に参加経験があるが約3割と最も高く、今後は参加したいとを合わせると7割近い。また、市が実施するアンケートへの協力や地域の防犯防災活動への参加、環境への取組み等が、参加経験と今後も参加するを合わせると6割以上となる。

（2）第2次相生市都市計画マスタープラン（市民アンケートの結果より）

- ・公園や遊び場の整備状況について、満足度は満足とやや満足を合わせて約4割で、不満に感じている人の割合の方が多く、重要度では、約5割が重要であると感じている。
- ・山や海、河川などの自然の豊かさについて、満足度は満足とやや満足を合わせて約8割で、満足と感じている人の割合が多い。

- 田園の緑の豊かさについて、満足度は満足とやや満足を合わせて約7割で、満足と感じている人の割合が多い。
- まちなみの美しさについて、満足度は満足とやや満足を合わせて約4割で、不満に感じている人の割合の方が多く、重要度では、5割以上が重要であると感じている。
- 安全に避難できる道路や広場の確保について、満足度は満足とやや満足を合わせて約4割で、不満に感じている人の割合の方が多く、重要度では、約8割が重要であると感じている。
- 河川、がけ崩れなどの防災対策について、満足度は満足とやや満足を合わせて約4割で、不満に感じている人の割合の方が多く、重要度では、約8割が重要であると感じている。

第4章 計画の基本方針と目標

4-1 基本理念・基本方針

相生市の緑は、市街地の周囲を囲む丘陵地の緑と深く湾入する相生湾の水辺により特徴づけられている。相生市もこの相生湾とともに発展してきており、相生湾で開催されるペーロン競漕は、相生市のシンボルとなっている。

本市では、人口減少、少子高齢化の急速な進行、地方分権の発展、長引く経済の低迷、格差社会の進行など、社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、複雑化・多様化する課題に対応するため、令和2年度に市政運営の指針となる第6次相生市総合計画を策定し、「いのち輝き 絆ひろがる あいのまち」を将来像として、社会の変化に迅速に対応しつつ、地域の特性をまちづくりにより濃く反映させ、市民の満足度が向上するような行政運営を推進し、本市の持っている資源をより豊かなものにし、未来の世代に引き継ぐ持続可能な定住性の高いまちづくりを進めている。

このため、緑の基本計画においては、身近にうるおいと安らぎの緑があり、安全に安心して利用できる公園等があり、緑あふれ景観に優れた道路・河川・田園・山林が整備された快適な生活空間をつくるため、本市の特徴を生かした緑化関連の各種事業を推進し、定住環境の促進に寄与することを基本的な考え方とするものである。

この理念の沿って、計画テーマを次のように設定する。

『 ペーロンの海辺と 緑あふれる ふるさとのまち 』

相生ペーロン競漕



基本理念を実現するための方針を次のように定める。

(1) 相生市の個性を演出するみどり

本市は、白龍城（ペーロン城）やポート公園などのペーロン祭を核とした、個性的なまちづくりを進めている。相生湾の水辺は本市の特徴的な空間であり、景観にも優れているため、整備と維持管理を推進し、郷土意識をはぐくみ定住を促進することに寄与するものとする。

また、本市は田園や山林の占める割合が多く、住宅地に隣接している田園や丘陵地の緑については、まちにうるおいをあたえる緑の背景として、維持・整備してくものとする。

(2) 公園の整備

本市の公園施設は、老朽化している施設も多くあるため、相生市公園施設長寿命化計画による施設の更新、公園のリニューアルを進めていき、安全で安心して利用できるよう防災機能やユニバーサルデザイン等を積極的に採用した整備の促進を図ることを基本方針とする。

(3) 防災・安全のみどりづくり

災害時の避難場所として、公園・広場等が活用されることも想定されるため、災害を想定した整備を行うこととする。また、河川は火災の延焼阻止のための緩衝帯として位置づけるとともに、緊急輸送路や幅員の広い道路においては、延焼防止や、避難路、輸送路としての機能確保を行う。

さらに、住宅に隣接する山林においても、安全対策を進めていく。

(4) 自然と共生するみどりづくり

市街地の河口部には、天然記念物のシバナ群落の生育がみられ、また、大島山は県の環境保全地域でウバメガシの群落地である。今後もこれらの自然を保全していくとともに、周囲を山林に囲まれた自然特性から、野生動物との共生を図る施策を進めていく。



4-2 計画のフレーム

(1) 計画対象地域

計画対象地域は、相生市内全域とする。(都市計画区域)

(2) 目標年次

目標年次をおおむね20年後とし、相生市総合計画、相生市都市計画マスタープランと整合させるものとする。

(3) 人口の見通し

目標年次の人口を次のように設定する。

年次	2022年 (現況)	2025年	2030年	2040年 (目標年次)
人口	28,180人	27,832人	26,632人	24,370人

第6次相生市総合計画より

(4) 市街化区域の規模

人口が減少傾向では、市街地面積は変化なしとする。

市街化区域：2022年798ha、2040年798ha

4-3 緑の計画目標

(1) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	2022年 (現況)	2025年	2030年	2040年 (目標年次)
都市公園	30.56ha (10.8 m ² /人)	30.56ha (10.98 m ² /人)	30.56ha (11.47 m ² /人)	30.56ha (12.54 m ² /人)
都市公園 等	47.31ha (16.79 m ² /人)	47.31ha (17.00 m ² /人)	47.31ha (17.76 m ² /人)	47.31ha (19.41 m ² /人)

※都市公園等(都市公園+公共緑地+羅漢の里+若狭野ふれあい公園等)

(2) 相生市は、市域の大部分(80%以上)が緑地であり、都市公園についても市街化区域及びその周辺に位置し、緑化の計画目標は既に達成していると考ええる。

第5章 緑地の配置及び緑化方針

5-1 環境保全系統緑地

(1) 都市公園・広場等

身近な生活に緑の環境を確保するため、公園緑地等の適正配置・再整備・維持管理を図る。

(2) 山林

農村部の山林裾野は、野生動物との共生を図るため、緩衝帯(バッファゾーン

ン)を設けるなどの対策を行い、市街地に隣接する丘陵地は、都市に自然環境を呼び込む骨格的な緑として、維持・保全する。

(3) 河川

市街地内の河川は、整備済みであるが、将来の改修時には自然豊かな工法を検討するものとし、市街地内での生活環境にうるおいを与える水辺空間として位置づける。

農村部の河川においても、自然環境保全を考慮した工法を検討して、整備を進める。

(4) 海域

相生湾は、市民が海辺に接することができることから、将来の整備においては水辺の自然の保全と親水性に配慮する。

(5) 農地

矢野・若狭野町の農地は、田園環境として、保全を図る。

5-2 レクリエーション系統緑地

(1) 都市公園・広場等

日常レクリエーションや地域のコミュニティの形成に役立つ街区公園は、都市公園の標準的な配置を基本とする。開発行為等で設置される新規の公園は、近隣自治会等とワークショップ等を開催して、利用者の意見を反映した整備内容とすることが望ましい。

余暇、スポーツに資するアウトドア系は、遠見山公園や天下台、金ヶ崎などのハイキングコース、羅漢の里やふるさと交流館の自然に触れあえる宿泊施設、中央公園のテニスコートや東部緑地内の野球場などがあり、今後も維持管理及び整備を進めていくことが重要である。

祭りやイベント活動の場として、ペーロン祭のポート公園、もみじまつりの羅漢の里、かきまつりのIHIふれあい広場があり、今後も維持管理及び整備を進めていくことが重要である。

5-3 景観構成系統緑地

(1) 山林及び海域

相生市らしさを構成する緑地は主に市街地を取り囲む丘陵地と相生湾であり、特に遠見山から相生市文化会館、ペーロン城へのエリアにおける緑化については、今後も維持管理及び整備を進めていくことが重要である。

また、天下台や遠見山頂上からの眺望は優れており、眺望緑地として、今後も維持管理及び整備を進めていくことが重要である。

貴重な自然環境としては、自然性の高いウバメガシ林により、構成されている大島山があり、今後も維持管理及び整備を進めていくことが重要である。

(2) 道路

道路などの移動景観としては、国道2号と国道250号からの景観が相生市のイメージ形成に大きな効果があることかから、これらから眺望できる緑の景観である若狭野町の田園風景や相生湾の緑の維持を図るものとする。

5-4 防災系統緑地

(1) 都市公園・広場等

中央公園や相生スポーツセンターについては、避難地と位置付けられており、災害時に対応ができる施設（マンホールトイレ・竈ベンチ等）の整備などを推進する必要がある。位置づけられていない都市公園や広場も、学校などの避難所を補完する一時的な避難地としての役割を考慮した整備について検討する必要がある。

(2) 山林

自然災害の防止に資する緑地については、崩壊の危険のある個所を保全するとともに、水害防止のため市街地に隣接する丘陵地などの保水機能を保つ森林の保全を図る。

また、住宅地に隣接する急傾斜地においては、崩壊対策などの県事業の推進を図る。

(3) 河川・道路

市街地火災の防止については、市街地内幹線道路や河川が延焼阻止帯としての機能を発揮することを考慮した、緑化の促進を図る。

避難所への道路は、倒壊の恐れがあるブロック塀から生垣などへの安全施策を推進していく。

第6章 施策の方針

6-1 施策の体系と推進方針

(1) ふるさとのシンボルとなる緑をつくる

- ・ペーロン祭会場周辺の公園・海岸施設の緑化を促進する。
- ・ペーロン祭会場からJR相生駅までの（主）相生停車場線をシンボルロードとして、緑化を推進する。
- ・相生湾沿岸の工場は、今後の改修時には、緑化の促進を図り、相生湾の良好な景観の創造に努める。

(2) 身近にふれあえる緑をつくる

- ・都市公園等の整備・充実に関しては、安全で安心して利用でき、公園規模に応じた、施設整備を図るものとし、公園施設長寿命化計画に基づき事業を実施する。
- ・河川環境の整備に関しては、自然環境の回復、親水性の確保に重点を置き、整備を推進する。
- ・自然散策の場づくりとして、ハイキングコースの整備及び維持管理を積極的に行う。
- ・学校等は、気候風土に合った樹木の組み合わせを考慮し、緑化を推進する。
- ・公共公益施設については、まちの緑化モデルとなるよう、積極的に緑化の充実を図る。
- ・学校や公園等において、生き物とふれあえ、自然を学ぶことのできるビオトープ等の整備を図る。

(3) 緑の風景を保全・育成する

- ・田園地域の景観を維持するため、各種事業を活用して、農地の維持を図り、休耕田等については、景観形成作物等により四季を楽しめる景観とすることを推進する。

- ・野生動物と共生のため、山麓のバッファゾーンや育成林の整備を図り、防災対策として、危険木伐採等の対策を図る。
 - ・ため池・河川は自然景観に調和したデザインに配慮し、自然と親しむ空間としての整備を図る。
 - ・道路の緑は、そのまちの緑の印象に直接関わるものであり、街路樹の剪定や補植、法面の草刈り等により景観を維持し、道路清掃等の美化活動を推進する。
- (4) 市民参加で、緑をつくる
- ・魅力ある美しいまちづくりの実現に向け、市民や事業者に対して、都市景観に対する意識向上のためのPR活動を推進する。
 - ・身近な公園や街路樹の日常の維持管理を市民が自主的にできるような緑化施策・運動を推進する。
 - ・郷土の自然に対する知識を高め、自然保護思想、緑化意識の高揚を図るため、環境教育活動として自然観察会等を推進する。また、樹名板の取り付け、樹木案内板等の整備を推進する。
- (5) 緑を基盤とした安全性の高い都市空間をつくる
- ・水害対策として、保水機能を持つ緑地を保全するため、農用地や、森林の保全に努める。
 - ・地震対策として、特に学校や公園等の避難地にマンホールトイレ等の災害時対応機能の強化を図る。
 - ・火災対策として、避難所周辺や街路樹には耐火性に優れた樹種を選択し、住宅密集地では、公園や寺社境内地等の保全や狭あい道路整備等によりオープンスペースの確保に努める。
 - ・土砂災害対策として、住宅地に隣接する危険性の高い山林について、防災工事や防災林整備などの安全対策を行う。

6-2 各種施策一覧

地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等における緑とオープンスペースの確保は、国家的な課題であり、それら課題に対応するため、各種計画等が国において取り決められている。

公園・緑地分野においても、これらの計画等に沿って、各種取り組みがなされている。

(1) 市民協働によるまちづくりの推進

ア 緑化振興事業

- ・市内花壇等管理事業
- ・緑化講習会
- ・花の名所管理事業
- ・公共空地修景事業

(2) 豊かな自然環境の保全

ア 環境施策関連事業

イ 自然公園管理事業

(3) 快適な都市機能の維持

ア 道路橋梁維持管理事業

イ 道路愛護事業

(4) 安心な住環境の保全

ア 公園施設維持管理事業

- ・相生市公園施設長寿命化計画

(5) 港湾と河川の保全

ア 港湾管理事業

イ 海岸美化対策事業

ウ 河川等改修事業

エ 河川愛護事業

(5) 農林水産業の持続的発展

ア 土地改良事業

- ・多面的機能支払い交付金

イ 林業振興事業

- ・野生動物共生林整備
- ・里山防災林整備
- ・住民参画型森林整備

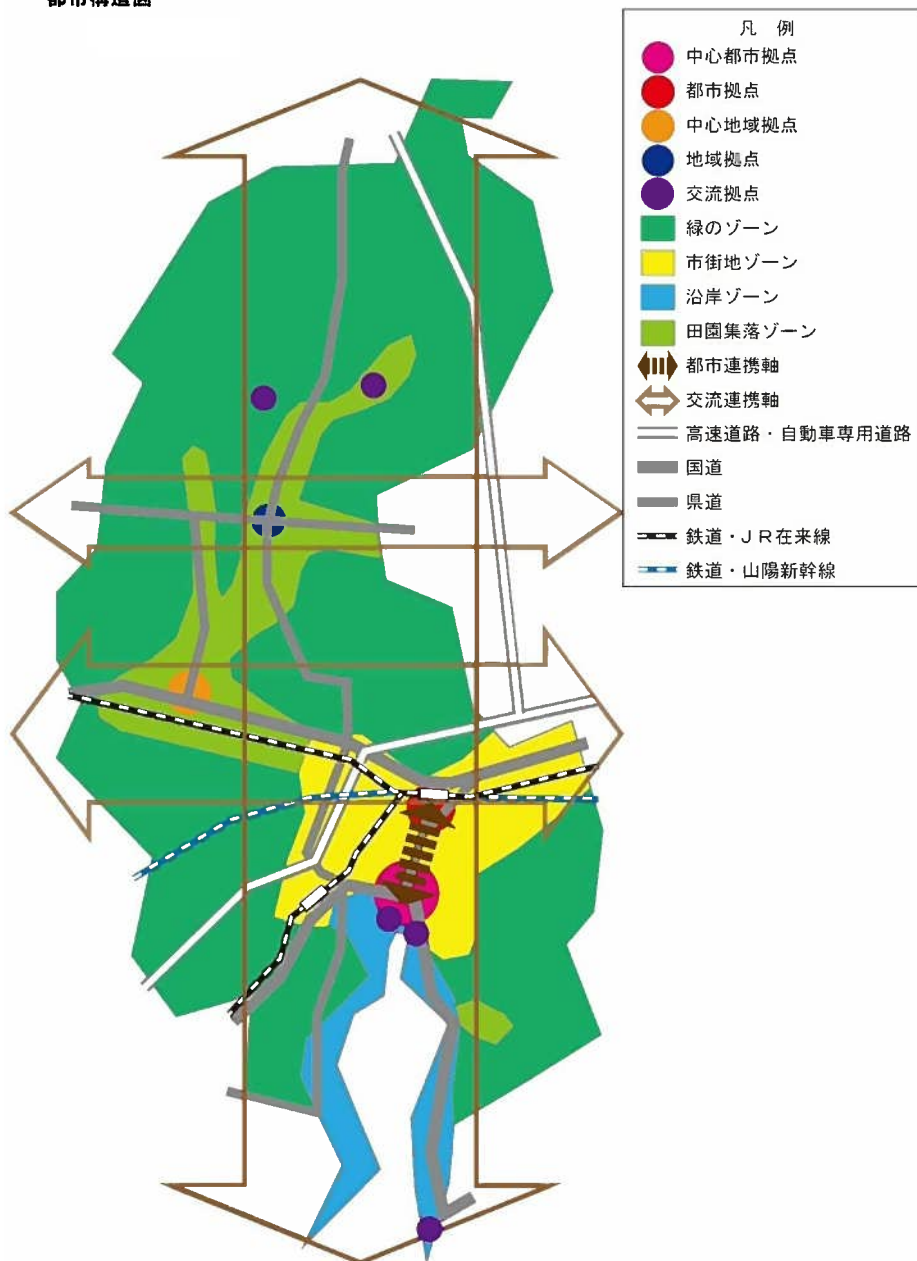
ウ 羅漢の里管理事業

エ 水産業振興事業

6-3 緑化重点地区

- (1) 都市公園（中央公園・横尾池公園）
- (2) 広場等（スポーツセンター・ポート公園）
- (3) 運動場（小中学校のグラウンド）
- (4) 寺社境内（市内全域）
- (5) 民間緑地（IHIふれあい広場）
- (6) 山林（北部 矢野町）（中央部 市街地隣接域）
- (7) 河川（矢野川水系）（苧谷川水系）
- (8) 海域（相生湾）
- (9) 農地（矢野川流域）
- (10) 道路（(主)相生停車場線）（国道250号）

都市構造図



資料編

相生市公園施設長寿命化計画(概要版)

<https://www.city.aioi.lg.jp/uploaded/attachment/18712.pdf>

相生市 公園施設長寿命化計画

令和4年3月

兵庫県 相生市建設農林部都市整備課

1. 都市公園整備状況

(2022年2月末日時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
42	351,000 m ²	12.39 m ²

注) 相生市総人口 28,321 人 (相生市統計情報より)

2. 計画期間 [2022年度～2031年度 (10箇年)]

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
36	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—	1	41

注) 坪根公園は遊具が設置されていないことから長寿命化計画対象外とした。

②選定理由

当計画対象公園は、都市公園法第2条に基づく都市公園であり、多くの近隣住民等の利用者で賑わう公園であることから、本計画の対象公園として設定することとした。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
164	29	170	165	11	6	30

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
405	—	—	980

②これまでの維持管理状況

維持保全と日常点検は外部委託により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握している。

日常点検で異常が発見された場合は、その場で使用禁止テープ等を用いて使用禁止措置(応急処置)を行い、当該箇所の状況を写真等で記録したうえで市監督員に報告する。その後の具体的な措置については、市で検討を行い、必要に応じて専門業者と協力し、個別の調査や修繕対応を実施している。

③選定理由

当対象公園の6割以上は、供用開始から30年以上が経過しており、また、これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕著化してきている。

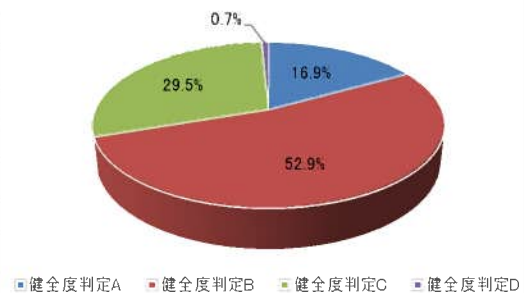
一方で、対象公園は多くの市民に利用され、今後も市内都市公園の必要不可欠な公園であると位置付けられる。

そのため、当該対象公園において、財政的な制約からメリハリをつけたストックマネジメントを導入し、公園施設の計画的な長寿命化対策を図ることで、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持するものとする。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

健全度を把握するための点検調査は、国交省の公園施設長寿命化計画策定指針（案）（以下、「指針」という。）に則り、2021年度に実施した。

(単位：施設)	健全度判定			
	A	B	C	D
a. 一般施設 (99)	46	40	12	1
b. 遊具 (162)	1	95	65	1
c. 土木構造物 (12)	0	10	2	0
d. 建築物 (5)	0	2	3	0
e. 各種設備 (0)	0	0	0	0
合計 (278)	47	147	82	2

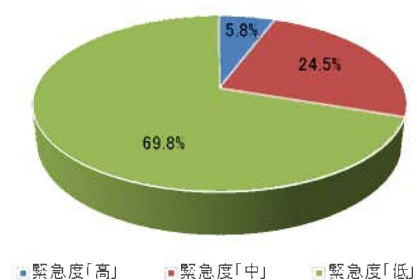


6. 対策の優先順位の考え方

予防保全型管理施設の対策（補修または撤去・更新）時期は、緊急度を鑑み設定する。

緊急度は、指針（案）に準拠し、健全度D→緊急度「高」、健全度C→緊急度「中」又は「高」、健全度B又はA→緊急度「低」とし、健全度Cの場合の任意指標は、遊戯施設におけるハザード判定と劣化判定を考慮し、ハザード3かつ劣化Cの各施設について、緊急度「高」と設定した。

(単位：施設)	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 (99)	1	12	86
b. 遊具 (162)	15	51	96
c. 土木構造物 (12)	0	2	10
d. 建築物 (5)	0	3	2
e. 各種設備 (0)	0	0	0
合計 (278)	16	68	194



7. 対策内容と実施時期

①日常的な維持管理に関する基本的方針

日常的な維持保全に関する方針は、これまでの運用を踏まえ以下のとおりとする。

1. 公園の管理体制（人員配置、指定管理者等）に関する基本方針

維持保全や日常点検は、外部委託により週1回の巡回を実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

2. 年間の維持保全、点検に関する基本方針

日常の維持保全は、日常点検により損傷・劣化等が顕著で修繕対応が必要と判断された場合に、市直営または民間業者への委託等を活用し、適切な維持管理を維持する。

日常点検は、現行体制を継続し、外部委託による巡回を実施する。

定期的な健全度調査は、遊具に関しては1年に1回、一般施設・土木構造物・建築物に関しては5年に1回の頻度で実施する。

3. 異常を発見した場合の措置

日常点検で異常が発見された場合は、その場で使用禁止テープ等を用いて使用禁止措置（応急処置）を行い、当該箇所の状況を写真等で記録し、市監督員に報告する。

その後の具体的な措置方法については、市で検討を行い、必要に応じて専門業者と協力し、個別の調査や修繕対応を実施する。

②公園施設の長寿命化のための基本的方針

1. 予防保全型に類型した施設

- ・健全度がC判定となるまでに適切な長寿命化対策を実施し、可能な限り施設の健全度を維持する。
- ・遊具以外の公園施設（一般施設、建築物、土木構造物）については、5年に1回の頻度で健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・遊具は1年に1回の頻度で健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画と著しく乖離する場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・使用見込期間は、指針（案）に基づき、処分制限期間をもとに設定する。
- ・施設更新時期の判断に関する方針は以下のとおりとする。

緊急度	対策種別	備考
緊急度高	更新	早期更新（使用見込み期間の有無に関わらない）
緊急度中	更新	既に使用見込み期間の9割を超えている、または2年以内に使用見込み期間の9割を超える施設
		点検の結果、更新が望ましいと判断された場合 安全領域が確保できていない施設（遊具）
緊急度低	補修	上記以外 健全度Cに進行した段階で、木表の方針に従い「更新」又は「補修」を決定する。
	補修	

2. 事後保全型に類型した施設

- ・事後保全型管理施設は、使い切り型の管理施設であるため、定期的な対策を行わないが、施設の状況により、部分補修などが必要な場合は、適宜柔軟に対応する。
- ・撤去・更新は、原則として健全度D相当と判断した施設を対象に行うこととする。

8. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した当該公園における 10 年間でのライフサイクルコスト削減額は、14,683 千円である。

9. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2031 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

本計画の終了年度において時期計画の策定を予定するが、次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、その時点で長寿命化計画の見直しを行う。